業務委託仕様書

1	業 務 名	土壌の交換性カリウム調査業務委託（R9 水稲）
2	業務箇所	川俣町山木屋地区
3	業務概要	令和 9 年度に山木屋地区において水稲作付を予定している水田について、土壌中の交換性カリウム含有量を分析することで、吸収抑制対策としての塩化カリウム施用量を決定する。
4	業務内容	① 土壌採取業務 指定された農地の土壌を採取する。採取に当たってはスケジュールを立て、計画的に採取を行う。 また、採取は 5 点法を基本とし、採取量は分析に必要な量とする。 ② 土壌の分析業務 採取した土壌について、100g の土壌に含まれる交換性カリウム（含水率含む）の分析を行う。また、目標値（交換性カリウム 25mg/100g）に達しない農地については、10a あたり何 kg の塩化カリウムを施用すべきか算出する。
5	業 務 量	734 箇所（別紙のとおり）
6	業務人員	上記 2 業務の業務量及び内容を勘案して適切に配置する。
7	協　　議	本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者の協議により決定するものとする。
8	成 果 品	分析完了後の成果品については、電子データと書面の報告書にて納品とする。
9	そ の 他	別紙、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、貸与資料は、業務完了後、速やかに返却すること。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）
第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
（秘密の保持）
第２　乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。
２　乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。
（収集の制限）
第３　乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
（目的外利用・提供の禁止）
第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
（適正管理）
第５　乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
（複写・複製の禁止）
第６　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
（資料等の返還等）
第７　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。
　ただし、甲が別に指示したときは、この限りではない。
（事故発生時における報告）
第８　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
（調査等）
第９　甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。
（指示）
第 10　甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。
(権利義務の譲渡等に伴う措置)
第 11　乙は、川俣町業務委託契約約款（以下「約款」という。）第５条に基づき、業務の権利義務を第三者に譲渡等するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を譲渡等の相手方にも遵守させなければならない。
（損害賠償）
第 12　乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
２　前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。
（契約解除）
第 13　業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は約款の定めるところによる。